

平成二十二年第二十二回

荒川区教育委員会定例会

平成二十二年十一月二十六日  
於）荒川区役所特別会議室

荒川区教育委員会

平成二十二年荒川区教育委員会第二十二回定例会

一 日 時

平成二十二年十一月二十六日

午後一時三十分

二 場 所

特別会議室

三 出席委員

委員長職務代理者

高田昭仁

委員

小林敦子

委員

青山侑子

四 出席職員

教育総務部長

新井基司

教育施設課長

入野隆二

学務課長

樋口隆之

社会教育課長

三枝直樹

社会体育課長

佐藤泰祥

指導室長

鈴木清文

南千住図書館長

東山忠史

五

案 件

(一) 議案事項

書	書	書	書
記	記	記	記
湯	浅	大	平
田	沼	谷	田
道	佳		英
徳	子	実	司

議案第三十六号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について

議案第三十七号

荒川区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について

議案第三十八号

幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第三十九号

幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第四十一号

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則  
教育委員会主要施策に関する点検・評価の実施結果について

(二) 報告事項

ア 平成二十二年度「あらかわ小論文コンテスト」の審査について

イ 日本医科大学病院との連携による生命尊重教育の実施について（報告）

ウ 東京都優秀技能者（東京マイスター）知事賞の受賞について

（三） その他

委員長

ただいまから荒川区教育委員会第二十二回定例会を開催いたします。

出席委員数の報告を申し上げます。五名出席でございます。

本日の会議の会議録署名委員は、小林委員及び青山委員にお願いいたします。

教育長、あいさつをお願いいたします。

教育長

本日の審議、よろしくお願いいたします。

委員長

初めに、会議録の承認を行います。

お手元に、平成二十二年八月二十七日の会議録及び九月十日の会議録を配付しております。本会議録につきましては、前回の定例会にて配付し、この間、確認等をしていただきました。本日、特に委員から意見等がなければ承認したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(委員一同 ―――― 異議なし)

委員長

それでは、承認いたします。

それでは、本日の議事日程に従い議事を進めます。

本日は、審議事項が六件、報告事項が三件でございます。

初めに、議案の審議を行います。

議案第三十六号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」を議題といたします。

議案第三十六号について説明をお願いします。

教育総務課長

それでは、私からご説明を申し上げます。

議案第三十六号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」、ご説明をいたします。

提案理由でございます。平成二十二年荒川区議会第四回定例会に議案を提出するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条に基づきまして、区長より教育委員会の意見の聴取がなされたものでございます。

内容でございますが、十月八日開催の当荒川区教育委員会定例会におきまして概要のご報告をいたしました本年の特別区人事委員会勧告に基づき、幼稚園教育職員の給与につきまして給料表を改定するとともに、地域手当の支給割合と期末・勤勉手当の支給月数を改めるものでございます。

初めに、(一)の給料表の改定でございます。特別区人事委員会勧告に基づき、公民格差千二百五十九円、〇・三%相当を解消するものでございます。その際、(二)に記載しております地域手当の支給割合の改正に伴う地域手当の引き上げ額相当分を給料月額から引き下げることとをあわせて行うものでございます。

以上二点を含みました給料表の改定を行うものでございます。

具体的な給料表につきましては、本議案の後ろに、改正条例の案文を添付させていただいております。その二枚目の裏面に別表第一ということで、今回引き下げ改定をいたしました後の幼稚園教育職員の給料表を添付しているところでございます。

続きまして、今回の改正の二点目でございます。(二)の地域手当の支給割合の改正でございます。地域手当の支給割合を現行の一七%から一八%に引き上げるものでございます。この地域手当につきましては、平成十八年四月に、国家公務員の給与構造改革の一環といたしまして、各地域に勤務する国家公務員の給与につきまして、それぞれ地域の民間賃金等の実態が適切に反映されるよう、地域別に基本給の最低三%から最高一八%の範囲で支給するよう創設された制度、手当でございます。特別区におきましても、同時期に地域手当を盛り込み、条例化したものでございますけれども、地域手当の支給割合を国に求めまして一八%と条例で規定をしておりますが、同時に、附則におきましては、経過措置として、二十二年度まで段階的に引き上げるという措置とした経過がございます。現在、一七%となっておりまして、今回の勧告及び条例改正によりまして、当初想定をしております条例本則どおりの一八%になるものでございます。

それから、改正の三点目、特別給の引き上げでございます。(三)に記載のとおり、期末・勤勉手当の年間の支給月数を現行の四・一五カ月を〇・二カ月引き下げ、三・九五カ月といたすものでございます。この〇・二カ月分の引き下げにつきましては、〇・一五カ月を期末手当で、残り〇・〇五カ月を勤勉手当に割り振るものとしてございます。

支給時期ごとの扱いにつきまして、本日、資料に参考として一般職に関する支給時期別の比較表を記載してございます。六月の支給時におきましては、現行の期末手当一・二カ月を改正後は一・一五カ月に〇・〇五カ月引き下げ、勤勉手当につきましては、現行〇・七カ月を〇・六七五カ月に〇・二五カ月引き下げ、あわせて、〇・〇七五カ月を引き下げます。また、十二月の支給時期につきましては、現行の期末手当一・三カ月を〇・一カ月引き下げ一・二カ月、また、勤勉手当につきましては、現行の〇・七カ月を〇・二五カ月引き下げ〇・六七五カ月と改定し、

あわせて、〇・一二五カ月を引き下げ、全体といたしましたして、勧告どおり〇・二カ月を引き下げるといふものでございます。ただし、本年につきましては、既に六月に現行の水準で支給をしておりますので、二十二年度におきます特例措置といたしまして、本表の改正後のそれぞれの月の欄の括弧内の数字が本年の特例措置として実施するものでございますけれども、括弧書きのとおりに、十二月と三月の手当の中で引き下げ分の調整をするといったような形となつてございます。

本条例の施行日でございます。(三)の平成二十二年度内の支給月数に係る部分につきましては公布の日からと。ただいまご説明をいたしましたそれぞれの表の括弧内の部分でございます。特例措置の部分については公布の日からということ、今条例の改正案を可決いただいた上で、十二月一日付で実施することを予定しているところでございます。(一)と(二)の給料表の改定及び地域手当の支給割合の改正につきましては、平成二十三年一月一日の施行、また、(三)のうちの二十三年度以降の月数、それぞれの欄の上段の部分でございますが、こちらにつきましては平成二十三年四月一日から施行としていただくとお願ひをいたします。

委員長

本年の人事院勧告については説明を既にいただいております。この条例改正は既に報告いただいている特別区人事委員会勧告を踏まえて行うものでございますが、特に質疑はございませんか。

(委員長一同 ―――― 質疑なし)

委員長

特になければ質疑を終了します。



議案第三十六号について意見はありませんか。

(委員一同 ――― 意見なし)

委員長

意見がないようであれば討論を終了いたします。

議案第三十六号について異議はありませんか。

(委員一同 ――― 異議なし)

委員長

異議ないものと認めます。

議案第三十六号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」は、異議なしと回答します。

続いて、議案第三十七号「荒川区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」を議題といたします。

議案第三十七号について説明をお願いします。

教育総務課長

それでは、議案第三十七号につきましてご説明をいたします。

「荒川区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取」でございます。

提案理由でございますが、平成二十二年荒川区議会第四回定例会に議案を提出するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき、区長が教育委員会の意見を聴取するものでございます。

内容でございますが、今回の特別区人事委員会勧告や各区におきます特別職の給与の水準、また改定の動向等も踏まえまして、区として特別職の給与について見直しを行った結果、教育委員会教育長の給与及び期末手当について支給の額を改めるものでございます。

初めに、給料の改正でございますけれども、平成二十三年三月までの給料につきまして、現在、条例で定めております額七十八万三千円を約一％、七千八百円引き下げ、七十七万五千二百円とするものでございます。

続きまして、(二)の期末手当の改正でございますが、十二月に支給をいたします期末手当の支給月数を現行の一・六五カ月から一・四カ月に〇・二五カ月引き下げるというものでございます。特別職につきましては、一般の職員とはその職責の重さは大きく異なるものでございますが、民間におけます厳しい経済状況を反映し、特別職におきましても率先して給料の改定を行うといった趣旨から、職員以上の引き下げをこのたび行うものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

委員長

ただいまの説明について質疑はありませんか。

(委員一同 ―――― 質疑なし)

委員長

質疑を終了します。

議案第三十七号について意見はありませんか。

(委員一同 ―――― 意見なし)

委員長

意見がないようですので、討論を終了いたします。

議案第三十七号について異議ありませんか。

(委員一同 ―――― 異議なし)

委員長

異議ないものと認めます。

議案第三十七号「荒川区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」は、異議なしと回答します。

続いて、議案第三十八号「幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第三十八号について説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、議案第三十八号につきましてご説明をいたします。なお、この議案第三十八号並びに議案第三十九号、第四十号につきましては、このたびの幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴い、その施行に当たり、細目を定めるために必要な規則の改正を行うものでございます。

初めに、議案第三十八号「幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

提案理由でございますが、ただいまご説明をいたしましたように、幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴いまして、管理職手当に関する規則を改めるものでございます。幼稚園教育職員の管理職手当につきましては、幼稚園教育職員の給与に関する条例第十条第二項の中で、その者の属する職務の級における最高号級の給料月額の一〇〇分の二〇を超えない範囲の額とする

と条例で規定されております。また、同第三項では、同支給を受ける者の範囲や支給額、支給方法等、管理職手当の支給に関し必要な事項は規則で定める旨規定されているところでございます。今回、給料表の改定に伴いまして最高号級の額が下がることによりまして、規則におきまして定めております額が結果として条例で定める範囲を超えることとなるため、規則で定める額を現行の九万二千七百円から九万一千六百円に引き下げます。

施行につきましては、平成二十三年一月一日から施行を予定しているところでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長

ただいまの説明について質疑はありませんか。

(委員一同 ―― ―― 質疑なし)

委員長

質疑を終了します。

議案第三十八号について意見はありませんか。

(委員一同 ―― ―― 意見なし)

委員長

討論を終了いたします。

議案第三十八号について異議ありませんか。

(委員一同 ―― ―― 異議なし)

委員長

異議ないものと認めます。

議案第三十八号「幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第三十九号「幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第三十九号について説明をお願いいたします。

教育総務課長

続きまして、議案第三十九号「幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

提案理由でございます。先ほどご説明をいたしました幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴い、地域手当に関する規則を改めるものでございます。幼稚園教諭の地域手当につきましては、幼稚園教育職員の給与に関する条例第十三条三項におきまして、支給額、支給方法、その他地域手当の支給に関し、必要な事項は規則で定める旨規定をされているところでございます。今回の給与条例の改正により、地域手当の支給割合が現行の一七％から一八％に改正されたことに伴い、規則において定めております支給額の規定におきます支給割合の表示を条例改正を踏まえたものに改めるものでございます。こちらにつきましても、施行は平成二十三年一月一日からとじているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長

議案第三十九号は、先ほど第三十六号のところで決定したことですね。

ただいまの説明について質疑はありませんか。

(委員一同 ———— 質疑なし)

委員長

質疑を終了します。

議案第三十九号について意見はありませんか。

(委員一同 ———— 意見なし)

委員長

討論を終了いたします。

議案第三十九号について異議ありませんか。

(委員一同 ———— 異議なし)

委員長

異議ないものと認めます。

議案第三十九号「幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第四十号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第四十号について説明をお願いいたします。

教育総務課長

議案第四十号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。提案理由でございますが、幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴い、勤勉手当に関する規則を改めるものでございます。幼稚園教諭の勤勉手当につきましては、幼稚園教育職員の給

与に関する条例第三十条に規定しているところですが、他の手当と同様に、その支給に  
関して必要な事項は規則で定める旨規定をされているところですが、今回の給与条例の改  
正による特別給の引き下げ〇・二カ月分の割り振りにつきましては、先ほど条例のご審議の際に  
ご説明いたしましたように、期末手当で〇・一五カ月、勤勉手当で〇・〇五カ月引き下げるとし  
たところでございます。この勤勉手当の支給割合の引き下げを行うに当たりまして、規則におき  
まして、支給時期別に、また、一般職、管理職、再任用職員等、職層に応じて整理をする規定が  
ございます。この規定を改めるため、今回の規則改正を行うものでございます。

具体的には、支給割合を定めております規則第四条を、お手元の資料に記載のとおり改定する  
ものでございます。第四条の第一号は、一般職員及び管理職に関し規定をしております。一般  
職員に対する勤勉手当の支給につきましては、現行、六月及び十二月に各〇・七カ月分としてお  
りますけれども、改正後は、六月は〇・七カ月、十二月は〇・六五カ月といたします。また、管  
理職につきましては、現行、六月及び十二月に各〇・九カ月としてございますが、これを、六月  
は〇・九カ月据え置いた上で、十二月を〇・八五カ月と改正し、結果といたしまして一般職、管  
理職とも〇・〇五カ月引き下げの旨の規定整備を行うものでございます。  
第四条の(二)号は再任用に関する規定でございます。現行、六月及び十二月に各〇・三五カ  
月としてございますけれども、改正後は、六月は〇・三五カ月、十二月は〇・三カ月といたしま  
す。

施行につきましては公布の日からとしてございます。

以上でございます。どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

委員長

ただいまの説明について質疑はありませんか。

(委員一同 ――― 質疑なし)

委員長

質疑を終了します。

議案第四十号について意見はありませんか。

(委員一同 ――― 意見なし)

委員長

では、討論を終了いたします。

議案第四十号について異議ありませんか。

(委員一同 ――― 異議なし)

委員長

異議ないものと認めます。

議案第四十号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決定いたしました。

議案第四十一号「教育委員会主要施策に関する点検・評価の実施結果について」を議題といたします。

議案第四十一号について説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、私からご説明をいたします。

議案第四十一号「教育委員会主要施策に関する点検・評価の実施結果について」でございます。



初めに、骨子でございます。この点検・評価でございますが、平成十九年六月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正がなされ、平成二十年四月に施行されました。この法改正によりまして、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理・執行の状況を点検・評価し、その結果につきまして報告書を作成した上で、議会へ提出するとともに、区民への公表を義務づけられたところでございます。そのため、今回三回目の点検・評価となりますが、私ども事務局で点検・評価を実施し、その骨子、報告書案を取りまとめましたので、本日、その概要をご報告の上でご審議をいただくものでございます。

実施結果の概要でございますけれども、お手元の資料の一に点検・評価の対象について記載をしております。今回、点検・評価の対象とした施策でございますが、昨年度、平成二十一年度区生涯学習推進計画「に位置づけられています主要な施策を対象として実施いたしました。具体的には、こちらに記載のとおり、荒川区学校教育ビジョンにつきましては、記載の六つの体系に基づく五十八の施策並びに荒川区生涯学習推進計画におきましては、記載の五つの重点目標並びに重点目標以外の重点施策二つに基づきます五十二の施策につきまして点検・評価を実施したところでございます。

それぞれの柱、あるいは重点目標ごとに二十一年度におきます取り組みの状況、また今後の取り組みの方向等について、お手元に報告書の案という形で、大変厚いもので恐縮でございますが、本日も用意させていただきました。今回の点検・評価を通じまして、先ほどご紹介をいたしました生涯学習推進計画並びに学校教育ビジョンに関連する施策につきまして、おおむね当初の計画どおり進捗していることを確認させていただきました。

また、今回、この点検・評価に対しまして、学識経験者による意見の聴取もさせていただいたところでございます。

概略につきましてご説明を差し上げたいと思っております。

初めに、「点検・評価報告書」でございます。全ページ百五十九ページにわたるものとなっております。目次をごらんいただきたいと思いますが、一ページから十三ページまでは「教育委員会の活動」ということで、教育委員会の構成と二十一年度におきます教育委員会の会議、活動の状況をまとめさせていただきました。活動の回数並びに各活動、定例会・臨時会におきます議案・報告案件等の内容、それから、協議会でご協議をいただきました事項、それと、学校、あるいは教育委員会の行事等をご視察いただきました状況等につきましてまとめましたものでございます。十四ページ以降につきましては、今回の点検・評価の対象となります学校教育ビジョンと生涯学習推進計画の概要についてまとめた上で、個々の施策につきまして、施策の内容と、二十一年度におきます取り組みの状況を一覧としてそれぞれつけさせていただきます。

百五十七ページ以降につきましては、今回、点検・評価を行った結果につきまして、三回にわたり学識経験者の方にご説明をいたしました。その上で、学識経験者の方からいただいた意見、それぞれ三人の方の意見を添付させていただいているところでございます。

報告書の構成は以上でございます。

なお、今回の点検・評価の概要と、三人の学識経験者からいただいた意見の概要でございますが、時間の制約がございますけれども、若干ご説明を差し上げたいというふうに思っております。

初めに、こちらのA三判の横に点検・評価のエッセンスでございます二十一年度の施策に対す

る私どもの評価並びに今後の取り組みの方向性についてまとめましたのでございます。それぞれの施策の体系ごとにまとめさせていただいてございます。概略をご説明申し上げたいというふうに思います。

初めに、学校教育ビジョンにおけます「個性及び能力を伸ばす教育を進める」といった体系に基づく取り組みでございます。こちらにつきましては、確かな学力の定着・向上を図るための取り組み、あるいは将来に対する目的意識や学ぶ意欲を広げていくような取り組み、あるいは一人の教育ニーズを踏まえたきめ細やかな教育支援などを行うものをその主な内容とするものがございます。こちらの評価の状況でございますが、学校パワーアップ事業による学力向上マニフェストの公表によります学校教育の活性化並びに小学校低学年の児童を対象にいたしました「算数・数学大好き事業」につきまして、二十一年度、国語を対象を拡大し、充実をしてきたこと、さらに学校図書館指導員の全校配置、週五日常駐を実現したこと、それから、小中一貫英語教育の授業の手引といたしましたして、二十一年度「英語教育ハンドブック」を作成したこと並びに特別支援教育の支援といたしましたして、特別支援教育支援員の配置など、二十一年度におきましてさまざまな新たな取り組み、また充実した取り組みにつきまして紹介をしながら、今後の取り組みにつきましてまとめさせていただきます。その上でこれから取り組みを今後も継続・発展させていきたいといった方向を示してございます。

(二)の「自分や他人を大切にすることを心で教育を進める」といった体系につきましては、子どもの感性をはぐくむ教育、あるいは教育相談の充実等を主な内容とするものがございます。こちらにつきましては、二十一年度におきまして、幼稚園・小学校の巡回相談に従事する専門相談員を現行の十名から十二名に増員いたしました。また、中学校を担当いたします専門相談員を配置い

たしまして、不登校対策を充実してきたことを記載してございます。結果といたしまして、小・中学校におけます不登校率が低減をしていること、特に小学校におきましては〇・一％と、不登校児童・生徒の出現率が都や国の水準を大きく下回るなど、大きく成果を上げてきていることを記載してございます。今後につきましては、既に二十二年度に配置をさせていただいておりますが、スクールソーシャルワーカーの配置並びに広範な相談・支援機関とのネットワークを活用しながら取り組みを強化していく旨の方向を記載しているものでございます。

(三)の「健康や体力づくりを進める」につきましては、児童や生徒の健康づくりや体力づくりには家庭における生活習慣等が密接にかかわっているといた認識、家庭での取り組みが必要不可欠であるといった認識を確認した上で、今後も「早寝・早起き、朝ごはん」推進運動によります家庭への働きかけを進めてまいりたいといったような方向を打ち出しております。

「魅力ある教師を育てる」に関しては、教員が質の高い授業をすることが学校教育の充実に直結するといった基本的な考え方のもとに、今後とも、若手教員を対象にしました区独自の研修の充実、あるいは校内研修の活性化に取り組んでまいりたいといったような方向を打ち出しております。

次のページ、「地域社会と一体となった教育を進める」につきましては、二十一年度新たに開始をされました学校評価につきましまして記載をしております。学校評価を推進して、その結果を踏まえた学校改善を今後とも積極的に進めていくといった考え方並びに地域と一体となった教育ということで、合宿通学、放課後子どもプランなど、学校・地域・家庭が連携した事業を拡大していく、あるいは、地域や家庭の教育力を向上させるために、講座の開催、自主的な活動への助成など、区民の学習機会の提供を今後とも充実してまいりますといった方向を打ち出していること

ろでございます。

(六)の「教育環境の整備と拡充を図る」でございます。これまでICT環境の整備や学校図書館蔵書の国標準の一〇〇％達成並びに学校図書館指導員の全校配置など、教育環境の整備に取り組んできたところでございますが、今後も新たな課題に対応するため、引き続き教育環境の整備に努めてまいります。また、汐入地区におけます小中連携教育の研究を進めてまいりましたが、この研究の成果、小学校と中学校の円滑な接続を図る教育カリキュラムの編成案を二十一年度につくったところでございます。今後は、このカリキュラムに従った実践を行うとともに、幼児期からの一貫教育につきましても、二十三年度以降についてはぜひ研究を開始していきたいといった方向を打ち出したところでございます。

以下、生涯学習推進計画それぞれの施策につきましても、記載のとおり、現況を確認した上で、今後の取り組みの方向につきまして記載をさせていただいたところでございます。

時間の関係がありますので、詳細につきましては説明を省略させていただきます。

それから、学識経験者の方からいただいた意見でございます。今回につきましても、多くのご意見をちょうだいしております。すべてこの場でご紹介することが難しいため、ポイントだけをご説明したいというふうに思っております。

三人の先生方は、いずれもこの「学校教育ビジョン」並びに「生涯学習推進計画」の策定時にご指導をいただきました先生方です。先生方からは、計画の着実な推進が図られているというところでご評価をいただきましたところでございます。

特に、学校パワーアップ事業を初めとした特色ある事業とともに、大変幅広い施策の展開がなされ、「人的配置や教育環境の整備に、この間、財政状況が厳しい中でも積極的に取り組んでいる、

といった評価と、今後ともその着実な推進をぜひ期待したい、といった言葉をいただいているところでございます。

あわせてまして、今後の区教育行政に対する助言という形でいただきました内容でございます。一つは、今後子どもたちを取り巻く環境の変化、あるいは新しい学習指導要領の完全実施などが予定をされております。引き続き、現在の取り組みを充実するとともに、一方で、若い先生方が大変ふえてくるというような状況もございます。若手の教員に対してのフォロー、あるいは校長や教員の力の差によって各学校の格差が生まれないような教育委員会のきめ細かな配慮、支援もあわせてしてほしいといった意見を述べられた先生もございます。

また、前回も同様のご指摘がございましたが、学校教育と地域との連携をぜひ深めてほしい、学校教育と生涯学習はぜひ連携をとって進めてほしいという主旨の意見がございました。

それから、今後の荒川区におけます教育改革の一つの中心的な課題は小中一貫教育であり、今後も積極的に取り組んでいくべきであるとの意見もいただいているところでございます。

その他、先生方からは、私どもの取り組みにつきましましたの評価、期待の言葉とともに、ただいまご紹介したような今後の取り組みについてのご示唆をいただいたところでございます。詳細につきましましては本日説明を省かせていただきますが、以上のような経過を経まして、本日お手元を示しました教育委員会の点検・評価結果をまとめたものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長

百六十ページにわたる「点検・評価報告書」であります。概略を説明いただきました。ただ

いまの説明について質疑はありませんか。

高野委員

二つあります。

まずこれは、非常にいいところがたくさん列挙されていますね。先日、教育センターの教育相談室・適応指導教室を見学させてもらって、いろいろな子どもたち、問題を抱えた子どもたちを上手にフォローしながら教育するというシステムが荒川区はしっかりしていると感じました。その点について言及しなくていいのですか。

といいますのは、現在、自殺やいじめなど、いろいろ社会問題となって、教育側としては大変苦勞なさっていますね。そういう点は常に頭の中に入れておく。隠れた部分についての、一年の自己点検のようなものですから、そういうことも評価の一つになるのではないかと思います。

もう一つは「早寝・早起き・朝ご飯」推進運動がありますね。朝ごはんの大切さについては、タスマニア、要するにオーストラリアなのですが、こんな話があります。

子どものころ朝ご飯を食べない――「スキッピングブレックファースト」――で大人になっても食べない人、子どものとき朝ご飯をずっと食べない人、また大人になって食べない人についてどういうふうに影響するのかわという論文がありました。子どものとき食べなくても大人になってスキッピングすれば、太ってコレステロールがふえて心臓病になる、大人で食べないと特に影響があるという論文なのです。教育の一環として、ブレックファーストは非常に大切だと思います。そういうお話があったということを参考にしていただきたいと思います。

評価・点検について、よくできているのだから誇らしげに書いていいのではないかなと思います。

## 教育総務課長

私の説明が十分でなくて申しわけございません。今回、学識経験者の方からも教育相談等につきましましては評価をいただいているところであります。本報告書の中でも、具体的な事業といたしましては、五十六ページの中に「不登校ゼロプロジェクト」という形で現在展開をしている、先日先生方に見ていただきました教育相談や適応指導教室に関する二十一年度の状況につきまして記載をしております。

それと、私どもの評価でございますけれども、四十五ページに戻っていただけますでしょうか。先ほど私は早口でご説明してしまつたものですから、この不登校ゼロプロジェクトに関するご説明が十分ではなかつた部分がございます。四十五ページの中段の「評価及び今後の方向性」につきまして、上から四行目でございますが、これまでの幼稚園や小学校への巡回相談の成果を踏まえ、平成二十一年度は臨床心理士を増員したと。それから、中学担当の専門相談員を配置して、幼稚園から小・中学校まで巡回相談と、先日ごらんをいただきました教育相談室における専門的相談や検査・観察を効果的に結びつけた教育相談機能の強化を図りました。そういう形で取り組んでおります。

結果として、先ほどご紹介をしました区内小・中学校における不登校児童・生徒の出現率は低下傾向にあるというような形で、数値につきましてもご紹介しながら、私どもとしても成果が上がっているところから評価するとともに、今後は適応指導教室から学校に復帰する割合をさらに高めることができるように、引き続き教育相談室と適応指導教室との連携を密にするとともに、子どもや家庭の抱える問題が複雑かつ多様化している現状を踏まえ、広範な相談・支援機関とのネットワークを活用しながら、問題の発見・解決を図るなど、引き続き取り組みの充実・強化を



進めてまいりますとといった形でお示ししているところでございます。

私が先ほどの説明を省いてしまいましたけれども、高野委員ご指摘のような点は同様な認識を持っております。

高野委員

先日、見学して大変感銘したものですから、ご発言がなかったため指摘いたしました。ありがとうございます。

教育長

今言われました「スキッピングブレックファースト」というのは、朝ご飯を食べない、朝食を抜くということですね。

高野委員

そうです。

教育長

それがやはり心臓病に関係するのですか。

高野委員

大変多いそうです。コレステロールが高くなって。BMI（ボディ・マス・インデックス）と体重と身長から算出された指標）コレステロールが非常に高く、心臓病のアクシデントが起こりやすいというものです。

教育長

わかりました。

委員長

よろしいですか。

小林委員

荒川の教育ですけれども、学校教育が非常に重視されています。都内でいろいろ比べてみましても、学校教育の充実というのは非常にすばらしいものがあると思っております。先ほどの先生方の評価の中でも、特に人的配置の支援、そしてその財政的な努力の点で見べきものがあるというご指摘でした。教育においては、この二点、人的配置の支援と財政的な努力というのが非常に重要だということがよくわかりました。

今後の課題としても、学校教育とともに、生涯学習、社会教育を連携させていくということが課題として挙げられておりまして、こういった点に目配りしながら今後の施策を進めていく必要があると考えております。

委員長

いいですか。

(委員一同 ―――― 質疑なし)

委員長

それでは、質疑を終了します。

議案第四十一号について意見はありませんか。

(委員一同 ―――― 意見なし)

委員長

では、討論を終了いたします。

議案第四十一号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(委員一同 ―――― 異議なし)

委員長

異議ないものと認めます。

議案第四十一号「教育委員会主要施策に関する点検・評価の実施結果について」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、報告事項に移ります。

まず、「平成二十二年度『あらかわ小論文コンテスト』の審査について」、説明をお願いします。  
指導室長

「平成二十二年度『あらかわ小論文コンテスト』の審査について」、ご説明とご依頼をさせていただきます。

まず、趣旨であります。読書活動の一層の充実を図り、学校図書館を活用した学習活動を推進するとともに、すべての教科等において言語を用いた論理的思考力や表現力の育成を目的とした「あらかわ小論文コンテスト」を実施し、すぐれた作品を表彰するというものであります。本を読むことにより、自分の考えや意見などを正確に伝える論理的文章を書き、自分の思いや考えを伝える力の育成を重視するというもので、新しい学習指導要領の趣旨にも合致したものであります。

資料説明から先にいたしますが、一番頭が説明のレジюмеです。次にめくっていただいて、「あらかわ小論文コンテスト」二次審査委員一覧」に二十年度、二十一年度の教育委員の先生方等の名前が載っております。次に、別紙一ですが、「平成二十二年度『あらかわ小論文コンテスト』実施要領」。もう一枚めくっていただきますと、「平成二十二年度『あらかわ小論文コンテスト』審

査基準」。これは、いわゆる論理的な思考力等、小論文という形で昨年度これを新しく変えたところでもあります。それまでは若干感想文のようなものも多かったのですが、小論文として見ていくというものであります。もう一枚めくっていただくと、(案)になっていますが、「平成二十二年『小論文コンテスト』実施スケジュール」であります。最後のページは、参考でありますけれども、「平成二十二年『あらかわ小論文コンテスト』最終審査用紙」ということになっております。

では、もう一度最初に戻りましてご説明させていただきます。

まず、表彰内容は、そこにありますように(一)から(五)までございます。それから、審査委員の方々は、今ご説明させていただいた、そこにある名前の方々です。そして、審査等の日程につきましては、その最後に一、二、三、四、五、六とあるところであります。

説明いたします。

まず、第一次審査を通過した十五点の中から、区長賞一点、教育委員会賞五点、小学校長賞一点、激励賞八点をお選びいただきます。次に、担当する学年につきましては、この後、話し合いにて決定をしていただきたいと思います。審査に際しては、先ほどお示しました別添の最終審査用紙をお使いいただきたいと思います。選んだ作品の番号、題名、備考、コメント等をご記入いただくようになっております。最終審査は、平成二十二年十二月十日金曜日の教育委員会の場にて決定していただきたいと思います。それまでに審査をお願いいたします。

お手数ですが、当日、写し、コピーになります。最終審査用紙をお持ちください。ご欠席の場合は前日までに返信用封筒にて送付をお願いします。本日は、今説明した中で、二枚目の一年生から六年生、そして中学校、どなたがどの場所を審査いただくかということをお決

めいたいただきたいと思ひます。

簡単ですが、以上でございます。

教育長

十五日は一時半ですよ。

委員長

これは今、学年を決めるのですか。

指導室長

はい。決めていただければと思ひます。

高野委員

今度は一年生をさせていただければ。

教育長

では、高野先生は一年生。

指導室長

ご質問ありました表彰式は、来年二十三年一月十五日土曜日午後一時から日暮里サニールホールで行います。

委員長

青山先生は何年生をやりますか。

青山委員

残ったところで。

指導室長

「一時」ではなくて「一時三十分」。済みません。先程の説明は誤りで、一時三十分から行います。

高野委員

一月二十五日一時三十分ですね。

教育部長

いいえ、一月十五日でございます。一時からとなっておりますが、一時三十分からでございます。

指導室長

済みません。資料の記載について、ご訂正いただけますか。

教育部長

「三十分」が落ちてしまいました。申しわけございません。ご訂正方、よろしく願います。

委員長

小林先生は何年生を審査しますか。去年は六年生ですが。

小林委員

私は昨年六年生をさせていただきましたので、ことしは中学年の三年生でよろしいでしょうか。

委員長

教育長はいかがですか。

教育長

私は五年生。

委員長

青山先生、今、二年生、四年生、六年生、中学校が残っています。どこにいきますか。中学生にいきますか。

青山委員

はい。

委員長

では、中学校は青山委員。

では、私は四年生にいかがかな。

室長はどうしますか。

指導室長

最後に結構です。

委員長

では、新井部長。

教育部長

では、六年生でよろしいでしょうか。

委員長

では、室長、昨年と同じ二年生で。

指導室長

では、委員長、確認させていただいてよろしいですか。

では、平成二十二年度、小学校一年生は高野委員、二年生は私、指導室長鈴木、三年生は小林委員、四年生は高田委員長、五年生が川寄教育長、六年生が新井教育部長、中学校が青山委員と

いうことでよろしいでしょうか。

補足があるようなので、統括指導主事に説明させていただきます。

統括指導主事

この後、作文と審査用紙につきまして、量が多いものですから改めて郵送等でお届けするよう  
な形で、月曜日か、来週の早い時期に着くように手配いたします。それまでちよつとお待ちいた  
だけたらというふうに思っております。

委員長

それで十日までに全部やってくるのですね。

統括指導主事

お手数をかけますが、よろしくお願いいたします。

委員長

わかりました。

ただいまの説明についてほかに質問などございませんか。よろしいですか。

(委員一同 | | | | | 質疑なし)

委員長

続いて、次の報告事項です。

「日本医科大学病院との連携による生命尊重教育の実施について(報告)」の説明をお願いしま  
す。

指導室長

委員長、済みませんが、当日出席しました平田統括指導主事が詳しいところでありますので、



代わって説明させていただいてよろしいでしょうか。

委員長

はい。では、平田統括指導主事、お願いします。

統括指導主事

それでは、代理で失礼いたします。

日本医科大学病院との連携による生命尊重教育ということで、当日、高野先生にもご出席いただきました。教育長と部長にも出ていただきました。本年度で三回目になります。趣旨につきましては、生命を尊重する態度を養うとともに、救急救命の知識を身につけることを目的として、一次救命処置、BLS（ベーシック・ライフ・サポート）教育を日本医科大学病院の協力を得て実施いたしました。本年度は小学校一校、高学年児童を対象に行いました。一次救命というのは、そちらにあるように、目の前で人が倒れたとき、恐らく何かしらの知識、あるいは技能がないと、人は助けられないだろうということがありますので、小さいうちから、小・中学生のうちからこういった教育を行うことが大切であるということが前提になっております。

事業の内容でございます。生命尊重ということに関連いたしました。救急救命の知識を身につけることはもちろんですが、これに関連しまして、道德の時間で「心の教育」という面からも生命尊重について学校で扱うということと、当日は、体験的な活動を通してということとで体験を行うということと、三番目としては、区民として、我々の立場でどう行動したらいいかということとを学ぶということでございます。

今年度、モデル校として第三峡田小学校にお願いいたしました。本校につきましては、健康教育とかスポーツ教育についてかなり力を入れているということもありまして、健康、あるいは生

命尊重について関心が高い子どもたちが多いということで、本校の五・六年生四十七名を対象に行ったものでございます。

実施の日時につきましては、十一月十日の午後の時間帯を使って体育館で行いました。当日ですけれども、日本医科大学のほうから、インストラクターということで、お医者様が一名、あとは看護師さん、それから学生さんもいたということで聞いております。デイレクターにつきましては、今回で三回目になります。済みません、ちよつとお名前が出ないのですが、お医者様からご指導いただいたということでございます。

写真を二枚目につけておりますので、見ながらのほうがりやすいかと思えますけれども、当日、プレゼンテーションを交えながら、目の前で人が倒れたらどうするんだということと、子どもが人形を使って心臓を押ししている写真がありますが、心臓マッサージの方法を体験的に学んだということ。それから、各学校にも配置しておりますけれども、AEDの使い方。最後に、もう一度復習をして、実際にその実技ができたところで修了証をいただくという位置づけでございました。

本研修会の位置づけにつきましては、ほかの学校にも「ぜひ見に来てください」ということで、ほかの学校の養護教諭も当日来ております。子どもたちの感想はたくさんあったのですけれども、代表的なものとして、一つは、「心臓マッサージやAEDの使い方について説明を聞きながら実際にやってみて方法がよくわかった。インストラクターの説明がわかりやすかった」ということと、「心肺蘇生はお医者さんがやるものだと思いついて助けた。助けの呼び方や指示の出し方がわかったので、きょうのことを思い出してできるだけ助けてあげたいという気持ちになった」というような感想が寄せられたところでございます。

以上です。

委員長

すばらしいですね。

教育長

いろいろな大変な子もいましたけれども、丁寧に一生涯命やっていたただいたおかげで、ふだん授業には余り参加できない子も最後は一生懸命やって。

青山委員

いいですよ。ありがとうございます。

小林委員

本当にありがたいですね。

委員長

すばらしいね。高野先生。

高野委員

ありがとうございます。

委員長

何か質問ありませんか。よろしいですか。

教育長

本当に丁寧にやっていたただいたおかげで。昨年度は大変な学年だったという状況で、また、特別支援にかかわるような子もいましたが、一生涯命やっています。褒めてやればできるんだという事です。本当に命というのは大切だというのがわかったような。貴重な体験でした。

青山委員

写真で、非常に熱心にまじめにやっている雰囲気がよく写っていますよね。

委員長

とてもいいことですね。

小林委員

今年度は小学校一校ですね。

委員長

昨年も小学校ですよ。

統括指導主事

はい。昨年も第二峡田小学校の五・六年生で、去年のほうが人数が多くて七十名を超えたのですけれども、ことしは学校の規模がちよつと小さいので四十七名ということなんです。これぐらいがやりやすいというようなお話もいただいております。

委員長

多過ぎると余ってしまう子が出てしまうのですね。

教育長

一番初めは原中でした。

小林委員

そうですか。

高野委員

中学生より小学校のほうがいいと言っていました。

小林委員

やはりそうですか。

委員長

よろしいですか。

(委員一同 ―――― 質疑なし)

委員長

では、続きまして、「東京都優秀技能者（東京マイスター）知事賞の受賞について」、説明をお願いします。

社会教育課長

それでは、「東京都優秀技能者知事賞の受賞について」、ご説明させていただきます。

表彰名につきましては、「東京都優秀技能者（東京マイスター）知事賞」でございます。

表彰者は東京都知事でございます。

内容でございます。東京都では、中小企業における技能者の育成等を図るとともに、技能者の社会的地位及び技術の向上を目的として、極めてすぐれた技能を持ち、他の技能者の模範と認められる方を、毎年四十人、東京都優秀技能者として表彰しているものでございます。

受賞者でございます。氏名は、田中清介氏でございます。

経歴等につきましては、平成三年度、荒川区登録無形文化財保持者認定、平成二十一年度、荒川区指定無形文化財保持者認定ということで、技術名は金切鋏でございます。

所属団体は、荒川区伝統工芸技術保存会、東京刃物工業組合でございます。

表彰の理由でございます。金切鋏の祖である安藤入道盛房の系譜を引く「盛久」で技術を習得

しました父の茂吉に師事しまして、技術を引き継いでおります。作品につきましては、総火造りの技法で鋼を鍛接する伝統的技法で製作されており、それらの点が高く評価されたものでございます。

田中さんにつきましては、伝統技術展のときに外で手づくりの実演をしていただいております。ブリキを切るような、金属をカットする金切鋏を本格的な手造りでつくっている職人さんでございます。ことしもまた伝統技術展で実演をしていたたく予定になってございます。

表彰式につきましては、平成二十二年十一月十七日、先週の水曜日に東京都庁のほうで開催されました。なお、荒川区では、この東京マイスターにつきましては、田中さんのほかに、荒川マイスターの貴金属の宝石細工工をやっているらっしゃる丹沢寛次さんという方と、同じく貴金属の宝石細工工の高橋一博さんというお二人の方も一緒に受賞されましたので、今年度は荒川区から三人の方が東京マイスターを受賞されたということでございます。

委員長  
報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長  
ありがとうございます。

無形文化財保持者に認定だから、ビデオはありましたよね。

社会教育課長

はい、ビデオはございます。

委員長

羅紗切鋏と金切鋏。金切鋏って丸くなっているのね。

教育長

聞いたところによると、そういう人たちは代々が刀鍛冶でしたよね。刀鍛冶の方が途中で変わった。この安藤入道盛房……。

高野委員

すごい名前ですね。

小林委員

この安藤入道盛房というのはいつごろの時代の方なのですか。

社会教育課長

済みません。ちょっとそこまでは……。

委員長

毎年四十名も表彰されているのですね。

社会教育課長

はい、そうですね。

委員長

荒川区では、無形文化財、伝統技術の保持者とマイスターの人たちといっぱいいるけれども、総勢で何人ぐらいいるのですか。ことしが三人でしよう？

社会教育課長

随分いらっしゃいますね。

委員長

相当だろうね。

社会教育課長

毎年、最低二人は挙がってきていますので。

委員長

そうですか。

高野委員

そんなにたくさん？

社会教育課長

ただ、認定されない場合もあるみたいですので。

——済みません。東京マイスターだけのはちよつと……。今、資料が手元がないみたいです。

委員長

いや、いいです。

盛光……。安藤入道盛房……。

教育部長

「系譜を引く」ですからね。

委員長

それでは、知事賞の受賞についてはもうよろしいですか。

（委員一同 ———— 質疑なし）

委員長

それでは、予定されている案件は以上です。

事務局からの連絡事項はありませんか。

教育総務課長



本日、教育委員会の日程をまたお配りさせていただきました。裏面に「その他の予定」ということで、十二月十八日土曜日十時から、汐入おもちゃ図書館及び子育て交流サロンの開設と、子どもの汐入図書サービスマスターシヨンの拡張に関するオーブニングセレモニーを予定しているところでございます。

教育部長

当日は、児童書を拡張しておりますので、図書館と子育て交流サロンと、狭い面積なのですが、両方合わせております。図書館のほうは柳田邦男先生に児童書を監修していただきますか、選書をお願いしました。その紹介の冊子等も今後用意していきます。したがいますか、当日は柳田先生に特別ゲストとしてお越しいただいて、ごあいさつというよりちよつと長目のお話をしていただけるといふふうに今の段階ではご了解いただいているところでございます。

委員長

十七、十八、十九日は伝統技術展でしたね。

高野委員

そうですね。

教育長

二月十日は峡田小の研究発表とぶつかりましたね。

教育総務課長

それは後ほど整理をしてまたご報告をいたします。

委員長

それでは、以上をもちまして、教育委員会第二十二回定例会を閉会いたします。

|  
|  
了  
|  
|